JSIP 2026 - 模擬裁判

欧州統一特許裁判所(UPC) – Pony社 対 Donkey社

部総括判事	**Ronny Thomas判事** 欧州統一特許裁判所、第一審裁判所 デュッセルドルフ地方部部総括判事（合議体1）
原告（Pony社）代理人	**Christian Lederer博士** Pentarc
被告（Donkey社）代理人	**Tim Whitfield** Powell Gilbert

構成要件A、B、C、Eについては、争いはない。**唯一の争点は、構成要件D’である。**

クレームおよび被疑侵害製品

特許が付与された請求項 1	被疑侵害製品	状況
[A] モバイルデバイス用スタンド：ヒンジ軸により接続される搭載部と基部	[a] 同じ	争いなし
[B] 基部におけるヒンジ軸の周辺部に沿った複数の凹部	[b] 同じ	争いなし
[C] 搭載部から突き出し、凹部と嵌合する突起	[c] 同じ	争いなし
[D’] 前記突起を付勢する金属製圧縮コイルばね	**[d] 前記突起を付勢する金属製板ばね**	**係争中**
[E] 結びの句	[e] 同じ	争いなし

均等侵害を判断するテスト：4つの質問

UPCの第一審裁判所により提示された。UPCの控訴裁判所は、まだ判断を示していない。

1 **技術的均等性** 変形例は本質的に同一の課題を解決し、この文脈において本質的に同一の機能を果たすか？

2 **特許権者に対する公平な保護** 保護をその均等物にまで拡張することは、技術に対する貢献に照らして、特許権者の公平な保護に相応しいか？

3 **第三者にとっての法的安定性** 当業者は、特許を見ることで、その範囲がクレームの文言よりも広いことが理解できるか？

4 **有効性** 特許侵害の疑いのある製品は、公知技術に対して新規性および進歩性を有するか？

ハーグ地方部 Plant-e 対 Arkyne事件（2024年11月22日）、パラグラフ88。2026年5月28日、デュッセルドルフ地方部がWonderland事件において採用。両当事者はテストに合意している。.

裁判所：重要な論点

裁判所の立場からすれば、均等論の判断基準は、事案の核心の論点である。

特に下記の2つの論点は議論が必要である。

1 特許付与手続中の補正

クレームは、特許付与手続中に補正された。均等性の評価にあたり、そのことは考慮すべきか、また、考慮すべきであればどのように考慮すべきか。

2 自明性の評価日

金属性圧縮コイルばねを金属製板ばねに置き換えることは、出願時においては、当業者にとって自明ではなかったが、被疑侵害製品の販売時点までには自明になっていた。

質問1：構成要件D’の機能

原告

発明の目的
構成部品の経年摩耗または材料の経年劣化により保持力が失われることのない、堅牢かつ安定した角度保持機能を有するモバイルデバイス用スタンドを提供する。また、突起が凹部にスナップ嵌合された時に特徴的な「カチッ」という触感を発生させる。

構成要件D’の機能
突起を凹部開口に向けて押し出す、継続的な機械的付勢力を提供し、位置合わせ時に突起を凹部にスナップ篏合させる復元力を生成し、特徴的な「カチッ」という触感を発生させる。

被疑侵害製品はこの特定の機能を満たす
金属製板ばねは、まさにその機能を果たす。すなわち、金属固有の弾性反発性を利用した、かつ、突起が凹部に篏合したときに同じ「カチッ」という触感を発生させる、突起に対する継続的な機械的付勢力を有する同じ付勢メカニズムである。
また、いずれの金属ばねにも、同様の高い耐久性がある。

特許明細書　パラグラフ [0007], [0009], [0010], [0025] ～ [0027].

質問2： 公平な保護

原告

再設計ではなく、部品レベルでの置換
デバイスの構造は変わらない。すなわち、ヒンジ軸、凹部、突起および筐体はすべてクレームどおりで変更はない。ばねの形状のみが異なる。

侵害時において当業者にとって自明
コイルばねを板ばねに置き換えることは、被疑侵害製品の販売時までには自明であった。保護の拡大は、特許権者による技術に対する貢献を考慮すると、公平かつ相応である。

質問3：法的安定性

原告

「弾性部材」が明細書で使われている文言である。
明細書は、一貫して、当該部品を弾性部材であると述べており、その機能は、突起を凹部に押し込むことであると説明している。圧縮コイルばねは（非限定な）例として記載されているにすぎない。

特許明細書 パラグラフ[0008]、[0009],、[0021],、[0023]、[0025] ～ [0027]

権利化手続中の補正は、発明を公知技術と区別するためのものにすぎない。
出願人は、補正により、クレームに係る発明を日本特許出願書類1に開示されたゴム製ストッパーと区別しようとしたにすぎない。
特許付与手続には、他の金属製ばねを除外すべきであることを示すものはない。出願人は一切の選択を行っておらず、示してもいない。

質問4：新規性と進歩性

原告

被疑侵害製品は、公知技術に対して新規性および進歩性を有する

金属製板ばねを用いた突起・凹部のメカニズムは、引用文献1（ゴム製ストッパーを使用）またはその他の公知技術文献において開示されていない。

この機械に関する文脈で金属製圧縮コイルばねを金属製板ばねに置き換えることは、優先日において、当業者にとって自明ではなかった。

裁判所で判断する問題

原告

原則として、特許の保護範囲は、優先日における当業者の知識に基づいて判断されるべきである。
とはいえ、金属製板ばねの使用は、特許出願時には知られていなかった。
ではなぜ、それにもかかわらず、侵害があったと裁判所が認定すべきなのか？

争点：変形例が当業者にとって自明であるはずの日

質問1：2つの異なるメカニズム

被告

特許ー図4

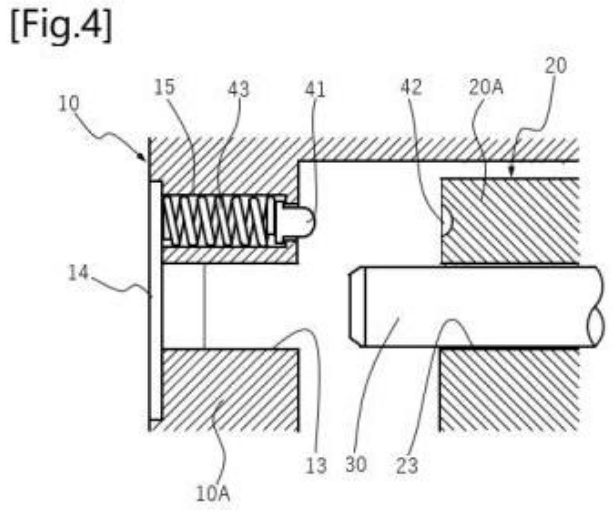

ハウジング（15）内に保持されたコイルばね（43）は、ヒンジの線に沿って圧縮される。この力は、コイルばねの直線的な圧縮／復元によって生じる。

被疑侵害製品

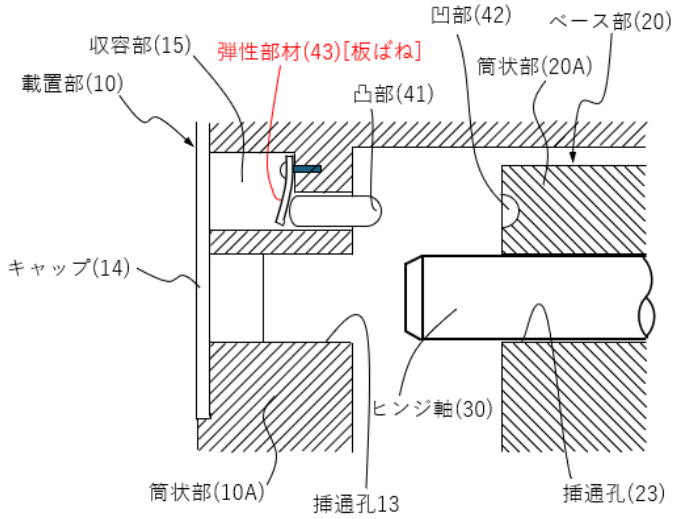

一端が固定され、ハウジングを横断して湾曲する板ばね（43）であり、異なる形状が必要となる。力は、板を曲げることによって生じる。

模擬裁判事例、セクションVI, 図4、およびセクションVIII。特許明細書 パラグラフ[0024] ～ [0025]。

質問2：Pony社の技術的貢献

被告

出願

「前記突起を付勢する弾性部材」に係る請求項１

拒絶

引用文献1（ゴム製ストッパーによって突起が凹みに付勢される）に対する新規性なし

特許付与

クレームを「金属製圧縮コイルばね」に減縮

特許性に関するPony社自身の正当化

「金属製圧縮コイルばねの線形圧縮および復元力」

合意済みの前提：置換は出願日には自明ではなかった。
したがって、板ばねという解決策は、Pony社の技術的貢献の一部ではなかった。

質問3：第三者はどのように理解するか

被告

特許クレーム

「前記突起を付勢する金属製圧縮コイルばね」

パブリックファイル

包括クレームは拒絶された。特許を取得するためクレームが減縮された。

いずれも言っていることは同じ。コイルばねが理由で、特許が付与された。

公知技術と区別するために依拠した構成要件が、特許を取得するために減縮された場合、均等性が認められる余地はほとんどない。
第三者は、圧縮コイルばね以外のものはクレームの範囲外であると結論付けるしかないであろう。

質問4：有効性確認の妥当性

被告

Donkey社は、質問4への回答がPony社に有利な形であることを認めている。
*フォルムシュタイン抗弁*は主張されていない。しかし、質問4はフィルターにすぎず、「はい」という回答は侵害の証明にはならない。

質問2についてのPony社

「部品レベルでの置換。クレームに係るデバイスの完全な再設計を必要としない。」

質問4についてのPony社

「独自の技術開発を要した解決策」

いずれも正しいとはいえない。被疑侵害製品が独自の技術開発を必要とした場合、それはPony社の技術的貢献の一部ではなかった。よって、質問2の回答は「いいえ」とすべきである。

裁判所で判断する問題

被告

Donkey社は、特許の出願経過履歴および特許付与手続中の補正に言及する。
なぜそのような補正を考慮に入れるべきだと考えるのか？
EPC第69条は、保護の範囲はクレームによって決定されるが、クレームを解釈するためには明細書および図面が用いられる、と定めている。

争点：そもそも特許査定ファイルを考慮に入れることができるか否か

裁判所の判決

根拠および決定

1
技術的均等性

2
特許権者に対する
公平な保護

3
第三者にとっての
法的安定性

4
有効性

裁判所は、各質問を順に取り上げた後に、決定を下す。

原稿のバージョン１のみ。結果は、スライドには表示されない。